

第九十四号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員は」の下に「、任命権者が特別の事情がある」と認められた場合を除き」を加え、同条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第七条中「職員は」の下に「、任命権者が特別の事情がある」と認められた場合を除き」を加え、同条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条第三号に掲げる職員

第十四条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等を延長された管理監督職を占める職員を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。